

令和 5 年度環境調査について（次頁の説明です）

1 資料 5 の見かた

左半分は処分場ごとに、実施する調査内容や調査地点・調査回数等を表にまとめたものです。

右半分は、その調査地点の場所を表した位置図になります。（上の図は、旭川市 廃棄物処分場に関する調査位置図で、下の図は中園・新共和・共和処分場の調査位置図です。）

2 左側の表について

1) 対象処分場

環境調査は、4つの処分場を対象として行います。各表の左上のカッコ内に対象の処分場を記載しています。

2) 「調査内容」欄

表の一番左「調査内容」欄には、調査する対象を記載しています。

3) 「調査地点」欄

ア この欄には、調査を行う場所・か所数等を記載しています。

イ この欄の丸数字と、右側位置図の同じ丸数字のところが、調査する地点です。

ウ 黄色く塗りつぶしている項目は、法律で義務づけられている調査です。

エ 塗りつぶしが無い項目は、市が独自に行う調査です。

4) 「調査項目」欄

「A」「B」の説明は、そこからふたつ左の欄のカッコ内に記載していますが、Aは生活環境項目等の調査、Bは有害物質等の調査となっています。

5) 「調査回数」と「調査時期」欄

「調査回数」は、年間（令和5年4月から令和6年3月）に行う調査の回数。

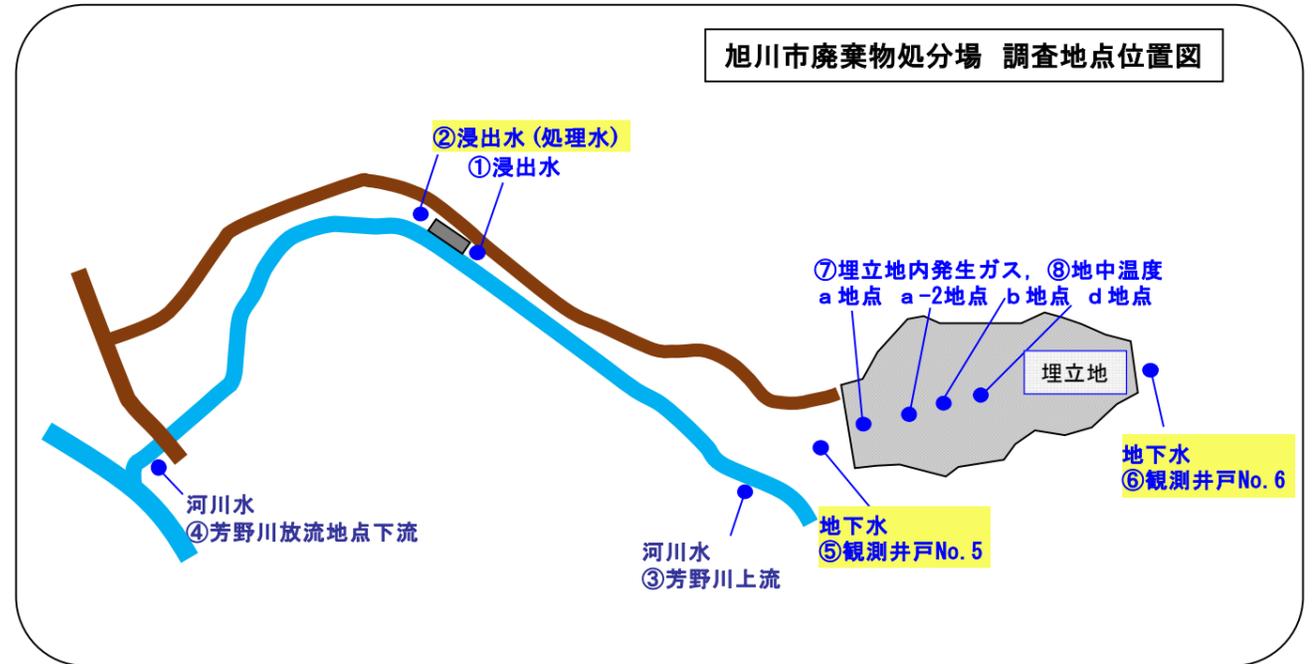
「調査時期」は、その調査を行う月を記載しています。

令和5年度環境調査内容について

(旭川市廃棄物処分場)

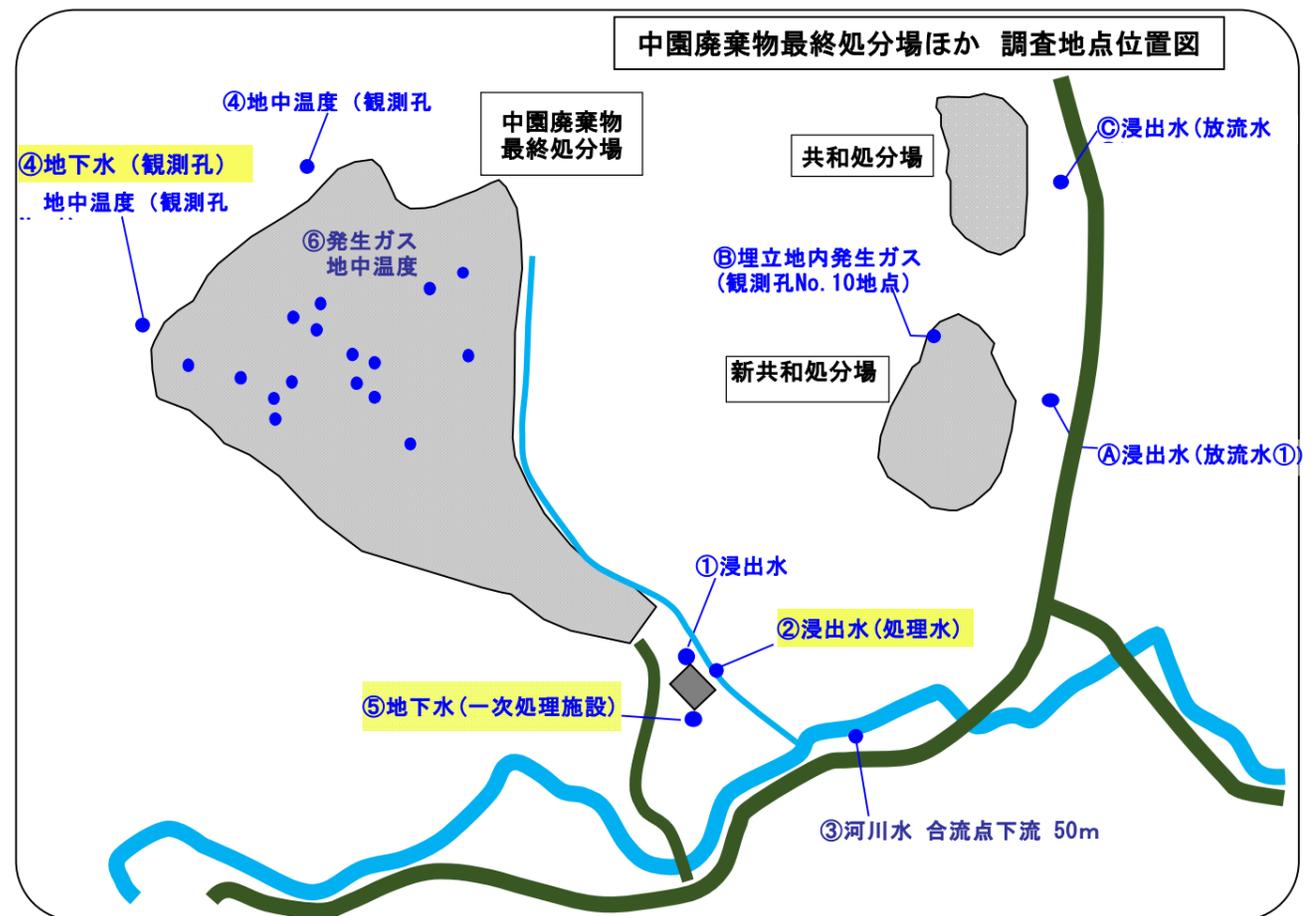
：法定基準項目測定地点

調査内容	調査地点	調査項目	調査回数	調査時期	備考
浸出水 <small>(A調査:生活環境項目等 (pH,BOD,COD,SS等) B調査:有害物質等 (水銀,鉛,ヒ素,PCB等))</small>	①浸出水	A	12回	毎月	
		B	2回	8月, 2月	ダイオキシン類は除く
	②処理水	A	12回	毎月	
		B	2回	8月, 2月	ダイオキシン類は年1回(8月)
河川水	③芳野川上流		1回	8月	
	④芳野川放流地点下流		1回	8月	
地下水	⑤観測井戸No.5(地下集排水管)		1回	8月	埋立地下流側
	⑥観測井戸No.6		1回	8月	埋立地上流側
埋立地内発生ガス	⑦4か所		2回	9月, 2月	
地中温度	⑧4か所		2回	9月, 2月	



(中園廃棄物最終処分場)

調査内容	調査地点	調査項目	調査回数	調査時期	備考
浸出水 <small>(A調査:生活環境項目等 (pH,BOD,COD,SS等) B調査:有害物質等 (水銀,鉛,ヒ素,PCB等))</small>	①浸出水	A	12回	毎月	
		B	2回	8月, 2月	ダイオキシン類は年1回(8月)
	②処理水	A	12回	毎月	
		B	2回	8月, 2月	ダイオキシン類は年1回(8月)
河川水	③江丹別川合流点下流(50m)		1回	8月	
地下水	④観測孔		1回	8月	埋立地上流側
	⑤一次処理施設		1回	8月	埋立地下流側
埋立地内発生ガス	⑥ガス抜き管(16か所)		4回	5月, 8月, 11月, 2月	ガス抜き管
地中温度	④観測孔(2か所), ⑥ガス抜き管(16か所)		4回	5月, 8月, 11月, 2月	観測孔, ガス抜き管



(新共和処分場)

調査内容	調査地点	調査項目	調査回数	調査時期	備考
浸出水	①放流水①		1回	8月	
埋立地内発生ガス	②観測孔No.10地点		1回	8月	

(共和処分場)

調査内容	調査地点	調査項目	調査回数	調査時期	備考
浸出水	③放流水②		1回	8月	